

曾於市における身寄りのない人への 支援に関するガイドライン

令和8年7月

曾於市

目次

01 ガイドライン作成の背景及び目的 1

02 ガイドラインの基本的な考え方 1

- 1 ガイドラインの対象者……………1
- 2 自己決定の尊重・意思決定支援……………1
- 3 成年後見制度と身寄りなし問題……………2
- 4 支援シートの活用……………2
- 5 身寄りがいない人への支援に関する相談窓口……………12

03 身寄りがいないことで起こりうる問題 13

- 1 在宅時における問題……………13
- 2 入院・入所から退院・退所までに起こる問題……………14

04 身寄りがいない人への具体的な対応 14

- 1 在宅時に起こる問題
 - ① 日常的な見守りや声かけ・安否確認……………14
 - ② 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先……………15
 - ③ 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意……………16
 - ④ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理……………17
 - ⑤ 制度の狭間と呼ばれる課題……………21
 - ⑥ 賃貸住宅への入居……………21
 - ⑦ 空き家の問題……………22
 - ⑧ 葬儀や遺品の処分などの死後事務……………23
- 2 入院・入所から退院・退所までに起こる問題
 - ① 緊急連絡先……………26
 - ② 入院費及び施設利用料の支払い……………28
 - ③ 日用品等の準備・購入……………28
 - ④ 入院計画書やケアプラン等の同意……………29
 - ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意……………29
 - ⑥ 退院・退所先の確保……………31
 - ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し……………32

05 おわりに 32

06 参考 33

01 ガイドライン作成の背景及び目的

少子高齢化、家族関係の希薄化が進む中で「身寄り問題」が全国的な課題となっています。

曾於市においても単身世帯の割合が高く、年齢と共に ADL の低下や認知機能の低下などから支援が必要となる方、障がいなどにより判断能力が不十分な方も増えてきています。これまで多様なニーズに柔軟に対応してきた家族員が減少し、世帯が小さくなり、誰にも頼れない方は曾於市でも決して珍しい存在ではなくなってきました。

しかし、いのちと暮らしに関わる根幹的な部分に身元保証人や身元引受人が必要とされています。「頼れる家族がいる」ことを前提とした医療・介護体制には限界があることを関係者間で理解を深め、どのようにすれば「その方にとっての最良の支援となるか」について考える時期に来ています。

このような現状に対して、身元保証人・身元引受人に関する考え方を整理し、得られない場合の対応について関係者間で共通認識を持つこと、医療機関や施設・事業所等が抱える不安感、負担感を軽減し、身寄りがなくても円滑に入院・入所ができるよう、専門職間の連携を図りながらチームによる支援へとつなげることを目的としたガイドライン作成に向けて、令和 4 年 9 月に曾於市内の専門職による作業部会を発足、曾於医師会にもご意見をいただき「曾於市における身寄りない方の支援に関するガイドライン」を作成しました。

02 ガイドラインの基本的な考え方

1 ガイドラインの対象者

本ガイドラインの支援の対象となる人は次の人を想定しています。

- ・家族や親族がいない人
- ・家族や親族がいても連絡がつかない人
- ・関係性の問題から支援を受けられない人 など

これらは、高齢者に限らず障がいの「親なき後の問題」にも共通するものと考えています。

2 自己決定の尊重・意思決定支援

医療や介護に限らず、すべての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本です。

とにかく支援が困難になればなるほど、支援者の価値観で決めた支援を、本人の最善の利益として進めてしまうことがあります。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが何よりも重要です。

意思決定支援については現在、法律で明確に基準が定められておらず、領域ごとにそれぞれガイドラインが発出されています。

- ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）」
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省医政局）」
- ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成 30 年 6 月厚生労働省老健局）」 など

これらのガイドラインでは共通して、「チームアプローチ」及び「意思決定支援会議」が強調されています。一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を収集し、記録し、共有していくことが重要です。

ここでいうチームとは、医療や介護の専門職に限らず、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人すべてを含みます。

3 成年後見制度と身寄りなし問題

成年後見人・保佐人・補助人（以下、成年後見人等という）がいれば身元保証人等がいなくても受け入れる病院及び施設もあり、「身寄りなし問題」において成年後見制度への期待は高いと言えます。しかし、安易に成年後見制度を身寄りの代替として利用することは、制度の趣旨とも異なります。また、病院及び施設の職員が成年後見人等に役割を過剰に期待することにより起こるトラブルも懸念されます。

本ガイドラインでは、成年後見制度の正しい知識の普及により、お互いの役割を理解することで、病院及び施設の職員と成年後見人等の連携が強化されることも目指しています。

4 支援シートの活用

身寄りがないことで起こる問題には、様々なことが想定されます。最も大切なことは本人の自己決定を支援することですが、そのためにはあらかじめどのような場面で困難が生じるかを想定し、誰にどのような支援をしてほしいかを話し合っておく必要があります。

このような話し合いを進めるために、『支援シート』を以下のとおり作成しました。このシートは、本人に関わる支援者（主にケアマネジャーや相談支援専門員、医療関係者、施設の相談員など）が、本人と本人に関わる他の専門職等と、役割分担及び情報共有をする会議で使用するものです。

【“もしもの時”の意思確認シート】・・・（様式1-1）3～5ページ（様式1-2）6～9ページ

介護・医療に対する考えや希望、また、亡くなった後のことについて、事前に本人の意向を確認するためのシートです。このシートの内容は、曾於市の「私のエンディングノート」23ページを活用することもできます。

【支援者役割分担シート】・・・（様式2）10ページ

入院・入所などの際に身元保証人等に求められる役割を、本人を支援するチームで分担し、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを受けられるようにするためのシートです。

【死後事務確認シート】・・・（様式3）11ページ

関係者間で本人が亡くなった後の役割分担を決めておくシートです。



【“もしもの時” の意思確認シート①】

このシートは、“もしもの時”（突然の事故や病気、認知症などで、あなたが自分の意思や希望を伝えることができなくなった時）に備えて、前もってあなたの介護・医療やケアに対する希望や考えを、あなたの周りの人たちと話し合っていたくためのものです。

会議の日	年 月 日	本人の氏名	様
参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

希望する介護・治療やケアについて相談している人はいですか	
☐	いない ※以下のような方が助言してくれます。相談してみましょう。
☐	いる
☐ 主治医	(病院名： お名前：)
☐ 看護師や病院の相談員	(病院名： お名前：)
☐ ケアマネジャー	(事業所名： お名前：)
☐ 施設等職員	(施設名： お名前：)
☐ 家族や親戚	(続 柄： お名前：)
☐ 友人・隣人	(間 柄： お名前：)
☐ その他	(間 柄： お名前：)
補足	

“もしもの時”のことを少し考えてみましょう。もちろん、気持ちが変わることはよくあることです。その都度信頼できる家族や友人や医療・介護従事者と話し合しましょう。

◆介護のこと

キーパーソン（連絡可能な親族など）	
☐	いない
☐	いる
間柄：()	お名前：() 連絡先：()
間柄：()	お名前：() 連絡先：()
間柄：()	お名前：() 連絡先：()
生活の場所	
☐	自宅を希望する
☐	施設を希望する
☐	(お名前：) の判断に任せたい
☐	その他を希望する ()

介護費用	
☐	預貯金や年金など自分の財産から使って欲しい
☐	保険に加入している
☐	特に用意はしていない
☐	その他 ()
財産の管理を託す場合	
間柄：() お名前：() 連絡先：()	
☐	任意後見契約済・委任契約済
好みやこだわりたいこと	
介護してくれる人に伝えたいこと	

◆終末期医療のこと 回復が難しい状態になった時、どのような治療を望みますか

告知	
☐	病名・余命ともに告知を希望する
☐	病名のみ告知を希望する
☐	病名・余命ともに告知を希望しない
☐	その他を希望 ()
終末期を迎える場所	
☐	自宅を希望する
☐	病院を希望する
☐	介護施設を希望する
☐	ホスピスを希望する
☐	(お名前：) の判断に任せたい (間柄：)
☐	その他を希望 ()

経口以外での栄養摂取	
☐	点滴による栄養摂取の処置を希望する
☐	経鼻経管栄養摂取の処置を希望する
☐	胃ろうの処置を希望する
☐	できる限り自然に任せて欲しい
☐	(お名前：) の判断に任せたい (間柄：)
延命治療	
☐	回復が難しくても延命を希望する
☐	延命治療は希望しない
☐	延命より苦痛緩和を重視したい
☐	(お名前：) の判断に任せたい (間柄：)
臓器提供・献体	
☐	臓器提供を希望する (意思表示カード保管場所：)
☐	角膜提供を希望する (アイバンク登録証保管場所：)
☐	献体を希望する (登録団体：)
☐	臓器提供や献体は希望しない

※あなたが大切にしていることや望んでいることを、まずは自分自身で考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。そうした取り組みを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

あなたの考えに沿った治療やケアを受けるためにも、今から話し合いを始めませんか。

年 月 日

本人署名

代筆者

⑥

⑥

利用者との関係 ()

曾於市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

このシートは、あなたが亡くなった後のことに対する思いや希望を伺って記録しておき、葬儀等を行う人（喪主等）にお伝えするためのものです。

会議の日	年 月 日	本人の氏名	様
参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

◆葬儀について

どのような葬儀を希望しますか			
☐	一般葬（知人や関係者など、広く呼び掛けて行う葬儀）		
☐	家族葬（近親者だけで行う葬儀）		
☐	一日葬（通夜を行わず、火葬の日に告別式のみを行う葬儀）		
☐	直葬（通夜や告別式を行わず火葬のみを行う葬儀）		
☐	家族の考えにまかせたい		
喪主をお願いしたい人			
間柄：	名前：	連絡先：	
葬儀の形態			
宗教			
☐	仏教系（ ）	☐	キリスト教系（ ）
☐	神道系（ ）	☐	諸教各系（ ）
☐	その他（ ）	☐	無宗教
菩提寺や宗教団体 名称：		連絡先：	
葬儀の場所			
☐	自宅		
☐	斎場		
☐	火葬場（式は行わない）		
具体的な希望 施設名：		連絡先：	

(様式 1-2)

葬儀の業者	
☐	生前予約をしている (業者名：連絡先：
☐	会員になっている (業者名：連絡先：
☐	依頼して欲しい業者がある (業者名：連絡先：
葬儀の費用	
☐	私の預貯金を使って欲しい
☐	特に用意していない
☐	保険・共済・互助会などに加入している (名称：連絡先：
戒名等（戒名・法名・法号など）	
☐	予算に合わせた戒名等を希望
☐	標準的な戒名等でよい
☐	戒名等はつけなくてよい
☐	すでに戒名等を授かっている (戒名等：連絡先：
遺影	
☐	用意してある（保管場所：
☐	希望する写真がある（具体的に：
☐	決めていない
その他の希望	

曾於市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

◆お墓・埋葬について

◆仏壇について

曾於市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

(様式 1-2)

訃報を知らせてほしい人		
氏 名	連絡先	関 係
補足		

遺品の整理について	
☐	すべて処分してほしい
☐	希望の方法がある (具体的な希望を記入してください)
補足	

遺言書はありますか	
☐	ある (☐ 自筆証書遺言 ☐ 公正証書遺言 ☐ 秘密証書遺言)
☐	ない
補足	

死後事務委任の契約はありますか ※死後事務委任契約とは、前もって信頼できる人に、あなたが亡くなった後の諸手続きを依頼しておくものです。	
☐	ある
☐	ない
補足	

年 月 日
本人署名

代筆者

⑨

⑨

利用者との関係 ()

(様式2)

【支援者役割分担シート】

このシートは、福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担するものです。

会議の日	年 月 日	本人の氏名	様	
本人の参加	☐ あり ☐ なし	氏 名	所属・関係	連絡先
参集者				

役割項目	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	緊急時の連絡を受ける。 ※内容に応じて、それぞれの窓口になる者に連絡をする
	(補足)	
サービスの方針に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	サービスの調整に関する相談及びケアプラン等への署名
	(補足)	
利用料の支払い等金銭管理に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	本人の預貯金から利用料等の支払いを行う
	(補足)	
入院・入所の準備に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	入院・入所の際に必要な物品の購入等
	(補足)	
退院・退所に関すること	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	退院・退所先の確保
	(補足)	
その他		

年 月 日

本人署名

代筆者

印

印

利用者との関係 ()

(様式3)

【死後事務確認シート】

このシートは、本人が亡くなった後の事務手続き等について、誰が行うかを関係者間で決めておくものです。

会議の日	年 月 日	本人の氏名	様
参集者	氏 名	所属・関係	連絡先

項 目	支援内容	担当者
①遺体や遺品の引き取り	葬儀社に連絡をして、来てもらう	
②死亡届、埋火葬許可申請 ※届出人：親族、同居人、家主、 地主、成年後見人等、公設所の長	死亡届（死亡診断書と一対）は記入後 コピーを多目にとっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
③葬儀に関する事務	葬儀社との打合せから葬儀費用支払い までのやり取り	
④遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
⑤入院費や公共料金等の支払い及 び解約手続き		
⑥公的手続き	健康保険の資格喪失届出や年金受給権 者死亡届など	
⑦相続財産の引き渡し	預かっている預金通帳などを相続人に 引き渡す	

(メモ)

曾於市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

5 身寄りがない人への支援に関する相談窓口

身寄りがない人への支援に関する相談窓口

身寄りのない人への支援には関係機関との連携が不可欠です。できるだけ早期にチーム作りを進めることが求められます。一番重要なのは、協働のための話し合いの場を持つということです。まずは権利擁護センターにご相談ください。話をお伺いし、必要に応じて支援シートの作成支援や作成したシートを活用した話し合いの調整をいたします。

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター

(電話 0986-72-0460)

その他の相談窓口



◆高齢者の場合

曾於市地域包括支援センター

(電話 0986-76-8824)

◆障がい者の場合

そお地区障がい者等基幹相談支援センター

(電話 099-401-0028)

◆子どもや妊産婦・子どものいる世帯の場合

曾於市役所こども未来課

(電話 0986-76-8870)

◆生活保護受給の場合

曾於市福祉事務所（市役所福祉介護課生活福祉係）

(電話 0986-76-8875)

◆経済的に困窮するおそれがある場合

曾於市生活相談支援センター

(電話 0986-57-1750)

その他

曾於市役所福祉介護課

(電話 0986-76-8807)

【上記関係機関の説明】

◇曾於市社会福祉協議会◇

誰もが安心して暮らし続けられる「福祉のまちづくり」を目指して、各種の福祉サービスや相談援助活動、ボランティア育成やボランティア・市民活動の支援、地域福祉活動の支援など様々な場面をとおり、住民の皆さんと一緒に地域福祉の推進に取り組んでいます。地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、みんなで話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、人と人とをつなぐ地域のコーディネーターの役割を担っています。その活動を通して、個人が尊厳をもって地域や家庭の中でその人らしい生活を送れるように支える「福祉のまちづくり」を推進しています。

◇曾於市社会福祉協議会権利擁護センター◇

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できるために、その方の権利を擁護することを目的として、市民の身近な場所で気軽に相談及び利用できるよう、平成30年2月1日から曾於市社会福祉協議会内に開設しています。

「成年後見制度の利用に関する法律」に基づく、中核機関の機能も担っています。

(主な事業内容)

- ・福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）（17 ページ）
- ・曾於市社会福祉協議会金銭管理・財産保全サービス事業（17 ページ）
- ・法人後見事業

法人後見事業とは、社会福祉法人や NPO 法人などが成年後見人等になることをいいます。曾於市社会福祉協議会では、平成 30 年度に家庭裁判所に法人後見受任団体として登録され、法人として成年後見人等となり活動しています。

- ・成年後見制度利用促進事業（中核機関事業）

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、その設立が市町村に求められているものです。どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう各地域で相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切に支援につなげる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）を作ることを目的としています。

中核的な役割を果たす機関のことを「中核機関」と呼び、その役割が以下①～④になります。

- ① 広報 ② 相談 ③ 成年後見制度利用促進 ④ 後見人支援

◇曾於市地域包括支援センター◇

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員など専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、様々な相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っています。また、権利擁護業務の中で成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応などを行っています。曾於市が曾於市社会福祉協議会に委託し運営しています。

◇そお地区障がい者等基幹相談支援センター◇

障がい者やその家族の方からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。専門の相談員が、日常生活での悩み事の相談、障害福祉サービスの利用支援、就労についての相談支援なども行っています。

◇曾於市生活相談支援センター◇

平成 27 年度より、福祉事務所のある自治体は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して生活や就労等の幅広い相談支援を行うことが義務付けられました。

曾於市が曾於市社会福祉協議会に委託し運営しています。

03 身寄りがないことで起こりうる問題

1 在宅時に起こる問題

- ① 日常的な見守りや声かけ・安否確認
- ② 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- ③ 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- ④ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- ⑤ 制度の狭間と呼ばれる課題
- ⑥ 賃貸住宅への入居



- ⑦ 空き家の問題
- ⑧ 葬儀や遺品の処分などの死後事務

2 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

- ① 緊急連絡先
- ② 入院費及び施設利用料の支払い
- ③ 日用品等の準備・購入
- ④ 入院計画書やケアプラン等の同意
- ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意
- ⑥ 退院・退所先の確保
- ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し



04 身寄りがいない人への具体的な対応

ここでは、上記の問題に対して、**i) 本人の判断能力が十分な場合、ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合、iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合**、に分けて対応を示します。ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境などによって変化しますし、決定すべき内容によっても違います。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください。（参考：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月厚生労働省）」）

1 在宅時に起こる問題

① 日常的な見守りや声かけ・安否確認

曾於市社会福祉協議会が行う【ささえあいネットワーク事業】では、援護を必要とする方（要援護者）を中心としたネットワークづくりを通じて、地域住民による福祉ニーズの早期発見と迅速な対応ができるよう、住民主体の見守り・声かけ活動の取組を進めています。

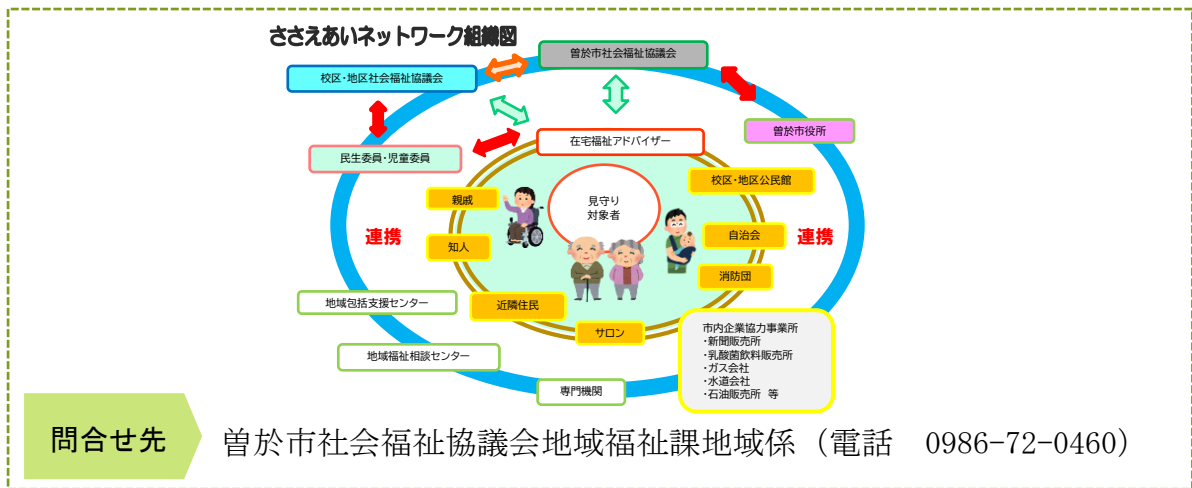
◇ささえあいネットワーク事業◇

住みなれた地域で安心・安全に暮していけるように、曾於市社会福祉協議会が行う地域住民によるネットワークづくりのことです。その中で、在宅福祉アドバイザーを核（取りまとめ役）とした地域のネットワークで、日常的な見守りや声かけ、安否確認を行います。

その他に、市内の企業と協定を結び、企業として地域住民の見守り体制づくりに参加していただき、連携を図りながら、地域住民のニーズの早期発見と迅速な対応ができるように、身近な見守りと助け合いの体制づくりを積極的に取組んでいます。

【在宅福祉アドバイザー】

要援護者に最も身近なところで、声かけや安否確認などを行う方です。近隣として、顔見知りの関係を活かし、日常生活上の課題を把握したり、相談を受けたり、そのことを専門職などにつなぐ役割を担います。



② 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先

一人暮らし等で緊急時に不安のある人には【曾於市緊急通報システム設置事業】【災害時避難行動要支援者名簿】の利用及び、校区・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が中心となって取組む【緊急連絡シート・命のバトン事業】への登録も有効です。

◇曾於市緊急通報システム設置事業◇

市内に住所を有し、緊急通報装置を設置することが必要と認められる次のいずれかに該当する方に緊急通報装置を貸与します。



対象者

- ア. 在宅の概ね 65 歳以上の一人暮らし並びに高齢者のみの世帯。
- イ. 同一敷地内及び隣接地に 65 歳未満の 2 親等以内の親族が居住していない方。
- ウ. 通院等により治療中であり、見守り等の支援が必要であると判断される方。
- エ. 65 歳以上で、心臓疾患等があり、常に発作を引き起こす危険性がある。

※上記 ア イ ウ に全て該当するか、エが該当する方

利用料 個人負担額

- ・ 300 円／月（年 2 回口座引き落とし）
- ・ 設置月から費用が発生します。

※設置には、固定電話回線が必要です。

問合せ先 曾於市役所 福祉介護課（電話 0986-76-8807）

◇災害時避難行動要支援者名簿◇

災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる高齢者及び障がい者のうち、個人情報自主防災会（自治会）・民生委員・消防団等へ提供することに同意された人の名簿です。



問合せ先

曾於市役所 本庁（末吉）	福祉介護課（電話 0986-76-8807）
曾於市役所 財部支所	保健福祉課（電話 0986-72-0936）
曾於市役所 大隅支所	保健福祉課（電話 099-482-5925）

◇緊急連絡シート・命のバトン事業◇

校区・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が中心となって行っています。かかりつけ医、服薬内容、緊急連絡先などを記入したシートを冷蔵庫に掲示したり、専用のボトルケースに入れ保管し、救急時に活用するものです。

本人が、緊急の連絡先やかかりつけ医などを予め記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。救急要請から搬送までの経過を救急隊員より聞き取りをして情報を得ます。

緊 急	
氏名	姓・名・姓・名 (漢・英)
住所	町・区・市・区・市 番 号 (漢・英)
緊急連絡先	姓・名・姓・名 番 号 (漢・英)
警察	110
曾於警察署	099-482-0110
消防(火事・救急)	119
私が緊急時には裏面にある情報を見て下さい!	
連絡先	住所
住所	住所
住所	住所
緊急時連絡先	
財部地域校区社会福祉協議会	
財部地区民生委員児童委員協議会	



【校区・地区社会福祉協議会】

校区・地区社会福祉協議会は、小地域で福祉を推進する住民主体の組織です。地域住民とあらゆる関係機関・団体等が協働でそれぞれの地域の実情に応じた地域づくり活動に取り組んでいます。曾於市社会福祉協議会は、校区・地区社会福祉協議会の活動の支援と協働での事業を行っています。

【民生委員児童委員協議会】

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域の福祉向上に取り組むボランティアです。曾於市内には現在、114人(うち、主任児童委員は7人)の民生委員・児童委員が活動しています。住民の立場に立った相談・支援者であり、自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がい者の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、様々な相談に応じます(民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます)。そして、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域の専門機関との「つなぎ役」になっています。

問合せ先

【緊急連絡シート】

曾於市社会福祉協議会地域福祉課地域係 (電話 0986-72-0460)

【命のバトン事業】

末吉地区民生委員児童委員協議会事務局 (電話 0986-76-2224)

③ 福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。サービス等の利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は相談支援事業所に連絡してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認の上、利用契約を補助または代理します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

サービスの利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて【福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業) 17 ページ】または【成年後見制度 18 ページ】の利用を検討します。

④ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。また、【曾於市社会福祉協議会金銭管理・財産保全サービス事業 17 ページ】【福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業） 17 ページ】の利用及び将来に備えて【任意後見制度 19 ページ】の利用を検討します。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに障がい者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて【福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業） 17 ページ】または、【成年後見制度 18 ページ】の利用を検討します。

◇曾於市社会福祉協議会金銭管理・財産保全サービス事業◇

曾於市在住の概ね 65 歳以上の高齢者、20 歳以上の身体障害者の方を対象としており、意思表示ができ、かつ判断能力がある方（成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の対象とならない方）が利用できます。

【提供するサービス】

ア) 生活に関わる相談支援

イ) 日常的な金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・日常生活費に要する預貯金の払戻し
- ・医療費、税金や社会保険料、家賃、公共料金の支払い



ウ) 書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印など

エ) 緊急時の貴重品等の一時預かりサービス

入院、短期入所、その他緊急時に貴重品等を預かる親族や身寄りがいない場合において、1 ヶ月を期限としてお預かりします。※預かり物件は都度要相談となります。

問合せ先

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター（電話 0986-72-0460）

◇福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）◇

認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、日常の生活をしていく上で必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安のある人が地域で安心して生活できるように支援する制度です。

認知症の診断及び障がい者手帳の有無にかかわらず、福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要と思われる人（ただし、契約の内容について理解できることが必要）が利用できます。

【提供するサービス】

ア) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用する、またはやめたりする手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き



イ) 日常的金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・医療費の支払い手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- ・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続き



ウ) 書類等の預かりサービス

- ・安全な場所で次の物を預かります
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印など

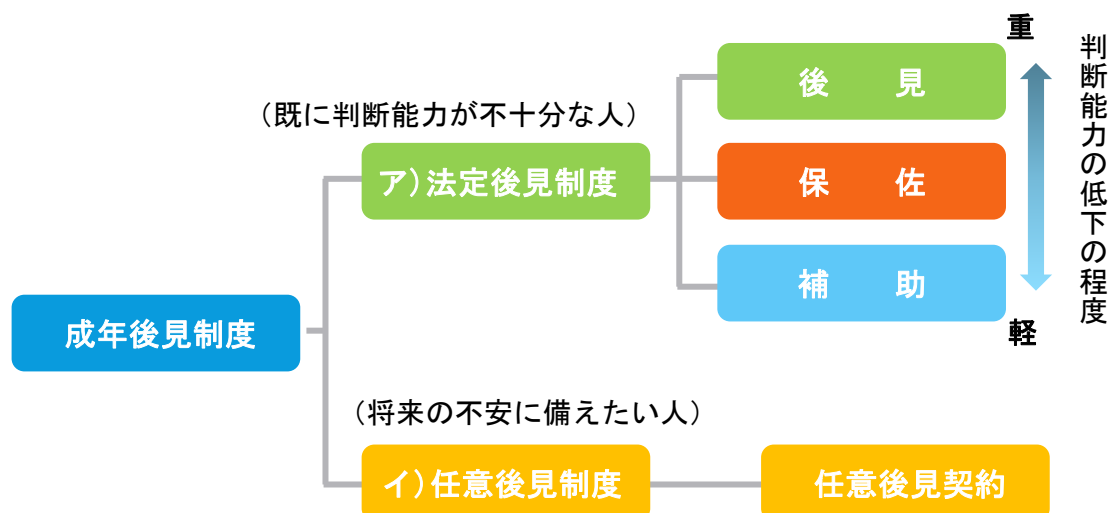
問合せ先

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター（電話 0986-72-0460）

◇成年後見制度◇

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利及び財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度は2つの制度から成り立っています。



ア) 法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなった場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

※実際に成年後見人等が支援できるようになるまでには、一般的に申立てから1か月から3か月程度かかります。

イ) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活及び財産の管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

成年後見制度の相談窓口

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター (電話 0986-72-0460)

曾於市役所福祉介護課 (電話 0986-76-8807)

成年後見制度の申立て受付窓口

鹿児島家庭裁判所加治木支部 管轄：財部町 (電話 0995-62-2666)

鹿児島家庭裁判所鹿屋支部 管轄：末吉町・大隅町 (電話 0994-43-2330)

任意後見制度の手続き窓口

鹿屋公証人役場 (電話 0994-41-3339)

都城公証人役場 (電話 0986-22-1804)

■ 成年後見人等の役割

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」になります。

(i) 身上保護

成年後見人等は、本人の生活及び健康に配慮し、安心した生活が送れるように福祉サービス等の手配や契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

具体的には、

- ・福祉サービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・家賃の支払いや契約の更新
- ・治療・入院等に対する契約や費用の支払い など



(ii) 財産管理

成年後見人等は本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することにも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の財産処分まで多岐にわたります。

具体的には、

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理（預貯金の管理、公共料金や税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分（居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要）
- ・遺産相続の手続き など



■ 成年後見人等ができないこと

(i) 事実行為

介護をする、買い物をする、退院の付き添いをするなどのことを「事実行為」と言い、成年後見人等の職務範囲ではありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは、成年後見人等の業務に含まれます。

(ii) 身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になること

成年後見人等は身元保証人等になることはできません。ただし、緊急時には成年後見人等が窓口となる場合があります。

なお、親族が成年後見人等の場合には、保証人等を引き受けることがあります。これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、成年後見人等の職務の範囲外であることに変わりはありません。

【保証人及び連帯保証人】

保証人・連帯保証人のどちらも、本人（主たる債務者）がその債務を履行しない時にはその履行する責任を負う義務があります。保証人と連帯保証人の違いは、施設等（債権者）が債務を請求する際、保証人の場合「まずは主たる債務者に請求するよう主張すること（催告の抗弁）」、「主たる債務者に弁済する資力がある場合、弁済が可能であることを理由に、主たる債務者から弁済を受けるよう主張すること（検索の抗弁）」ができますが、連帯保証人の場合はこのような主張ができません（本人とまったく同等の立場であるので、抗弁ができません）。このようなことから、連帯保証人の責任は保証人に比べ、一層重いとされています。

【身元保証人・身元引受人】

法令上の規定に「身元保証人」及び「身元引受人」という用語はありませんが、一般的に身元保証人とは、「本人の行為により保証を求める側が損害を受け、本人がその損害を賠償することができない場合にその損害を担保する人」をいいます。また、身元引受人とは、病院等を退院する際に「身柄を引き受ける責任を有する人」という意味で使われることが多いようです。

※なお、「身元保証に関する法律」（昭和8年法律第42号）に規定される身元保証は雇用契約上の規定であり、医療機関等で使われている身元保証とは、その意味が異なります。

(iii) 医療行為（手術・延命治療など）の同意

医療行為とは病気及び怪我の治療をする行為であり、予防接種やかかりつけ医への定期受診など日常的なことから、手術や延命治療まで広範囲に及びます。医療行為を受ける際に、専門家である医師から十分な情報提供と説明を受け、自らの納得と自由な意思に基づき、自分の医療行為を選択し、同意し、あるいは拒否する権利が、医療における患者の自己決定権（医療同意）です。この権利は、本人に一身専属的に帰属し、行為代理になじまないものとされています。

また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども同様に、本人だけが行使することができる権利とされており、成年後見人等であっても代理で行うことはできません。

(iv) 身体拘束の同意

身体拘束についても一身専属権に属し、成年後見人等が同意することはできません。平成 20 年には介護施設と同様、医療施設でも原則禁止とする高裁判決が出されています（名古屋高裁平成 20 年 9 月 5 日判決（上告棄却））。さらに、障害者虐待防止法には「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当すると明記されています。

緊急ややむを得ない場合の対応として身体拘束が認められるには、以下の 3 つの要件をすべて満たすことが必要であるとされています。

- ☑切迫性：本人または他の利用者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ☑非代替性：他に代替する介護方法がないこと
- ☑一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、できれば第三者も入れて施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明すること、その都度記録をつけることが求められています。

⑤ 制度の狭間と呼ばれる課題

介護保険などの高齢者福祉制度や障害者福祉制度などこれまでの制度や法律では解決することがむずかしい『制度の狭間』と呼ばれる課題に対して、住民同士の助け合いで解決する有償ボランティアや民間事業所のサービスがあります。

問合せ先

曾於市社会福祉協議会

（電話 0986-72-0460）

曾於市役所福祉介護課

（電話 0986-76-8807）

⑥ 賃貸住宅への入居

日本賃貸住宅管理協会によれば、賃貸借契約の約 97%において、保証人等を求めています。保証人等に求められる機能・役割は、家賃の支払い保証・担保が主です。また貸主（大家）及び不動産会社に保証人不要を求めることは困難であり、今後、新たな住宅セーフティネット制度の促進を検討する必要があります。

【住宅確保要配慮者への対応】

◇公営住宅への入居に際しての取扱いについて◇

平成 30 年 3 月 30 日国土交通省は、単身高齢者等が増加し公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難になることが懸念されることから、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例から保証人に関する規定を削除しました。さらに、必要に応じて家賃債務保証業者等による機関保証を活用し入居を円滑化していくことが必要であるとしています。

◇家賃債務保証会社◇

家賃債務保証会社を利用した場合、借り主が家賃債務保証会社に一定の保証料を支払うことで、万が一、借り主に賃料などの不払いが発生した場合でも、家賃債務保証会社が賃料を保証します。最近では連帯保証人を立てる代わりに、家賃債務保証会社による保証を利用できる物件が増えています。連帯保証人がいない場合は、あらかじめ不動産会社に伝えた上で、家賃債務保証会社の利用を前提に住まいを紹介してもらうことも可能です。ただし、保証契約の内容及び家賃債務保証会社の対応をめぐってトラブルが発生することもありますので、家賃債務保証会社の利用に当たっては、事前に契約内容などをしっかりと確認することが重要です。

⑦ 空き家の問題

治療及び介護が必要で在宅に戻ることができなくなると、今まで住んでいた自宅が空き家となります。身寄りのない人がそのまま亡くなると、空き家は売却することも取り壊すこともできず放置され朽ちていきます。景観を損なうだけでなく、倒壊などの危険も伴う大きな問題となっています。

【空き家対策について】

◇曾於市空き家バンク制度◇

平成 27 年 5 月の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受けて、曾於市では空き家の有効活用と併せて、市内への移住定住の促進等を目的として空き家バンク制度を実施しています。現在市内にある空き家物件の登録を募集しています。

この制度は、使用しなくなった空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者が、曾於市空き家バンクに登録し、双方同意のもとで空き家の有効活用を行います。

問合せ先

曾於市役所企画政策課

(電話 0986-76-8802)

◇遺品整理・空き家整理◇

本人が亡くなって空き家になった家の片づけを代行する事業者があります。

問合せ先

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター（電話 0986-72-0460）

【遺言】・【死因贈与】

他に、空き家をつくらないための対策として①遺言と②死因贈与（贈与者〔財産を渡す人〕と受贈者〔受け取る側〕の間で、「贈与者が死亡した時点で、事前に指定した財産を受贈者に贈与する」という贈与契約の一種です。贈与者が死亡することによって効力が生じます）があります。これらをしておくことで家屋が相続人不在となり放置されること及び、関係の薄い複数の相続人の共有になり売ることも貸すこともできないという状況になることを防ぐことができます。

問合せ先

鹿児島県弁護士会

（電話 099-226-3765）

鹿児島県司法書士会

（電話 099-248-8270）

鹿児島県行政書士会

（電話 099-253-6500）

⑧ 葬儀や遺品の処分などの死後事務

i) 本人の判断能力が十分な場合

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法に【遺言】【死後事務委任契約】があります。また、法的拘束力はありませんが曾於市で作成した【私のエンディングノート】の普及も有効な取組です。

◇遺言◇

子供も直系尊属もない場合、兄弟姉妹が亡くなっているとその子供が相続人になり、調べると法定相続人が数十人にもなることがあります。あらかじめ自身の財産を誰に相続させるかを決めておくことで、そうしたトラブルを避けられます。

◇死後事務委任契約◇

亡くなった後の家賃や医療費等の支払い、葬儀や永代供養に関することなどを、あらかじめ第三者に依頼する契約を結びます。遺言も死後事務委任契約も公証人役場で公正証書として作成しておくのが確実です。

問合せ先

鹿屋公証人役場

（電話 0994-41-3339）

都城公証人役場

（電話 0986-22-1804）

◇私のエンディングノート◇

曾於市が作成したエンディングノートです。エンディングノートとは、自分の大切にしていることや、どのような医療及びケアを望んでいるかなど家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートのことです。



問合せ先

曾於市役所福祉介護課

(電話 0986-76-8807)

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター

(電話 0986-72-0460)

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができるため、後見類型の場合は成年後見人に相談してください。

◇成年後見人による死後事務◇

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）により、相続財産の保存行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬または埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務については、成年後見人の権限に含まれることとされました。なお、「葬儀」に関する権限については、成年後見人としての事務に含まれていません。

(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為

(具体例)

- ・ 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の完成猶予及び更新
- ・ 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

(2) 弁済期が到来した債務の弁済

(具体例)

- ・ 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い

(3) 家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為((1)(2)に当たる行為を除く)

(具体例)

- ・ 遺体の火葬に関する契約の締結
- ・ 成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約など）
- ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金(成年被後見人名義口座)の払戻し

なお、補助人、保佐人の場合も本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため相談してください。

また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地または届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等もできます。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については【墓地埋葬法 9 条】により、市町村が行うこととなります。市民環境課（支所は地域振興課）または生活保護受給者の場合は福祉事務所（福祉介護課生活福祉係）に連絡してください。相続人に該当する方を探し、連絡を取るなど必要な対応をします。引き取り手のない遺産がある時は、申立てにより家庭裁判所が【相続財産管理人】を選任します。可能であれば事前に関係者と支援シートを活用し、役割や手順などを確認しておくスムーズです。

◇墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）◇

（市町村長の埋葬又は火葬の義務）

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

※火葬等の費用は本人の遺留品の中から支払われます。遺留品で不足する分は、自治体が立替え相続人に請求します。

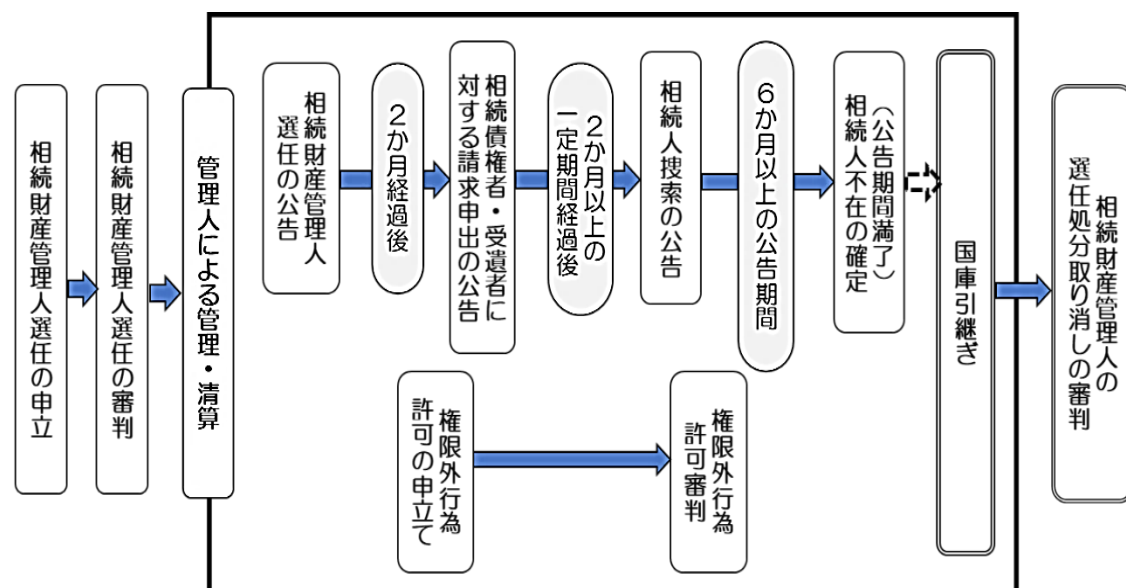
◇相続財産管理制度◇

相続人のいない財産を清算する手続きとして、民法は、相続財産管理制度を設けています（民法第 951 条～第 959 条）。この制度においては、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は法人とされ、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が相続財産管理人を選任することとされています。

◇相続財産管理人◇

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった人）の相続人を検索しつつ相続財産を管理し、債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

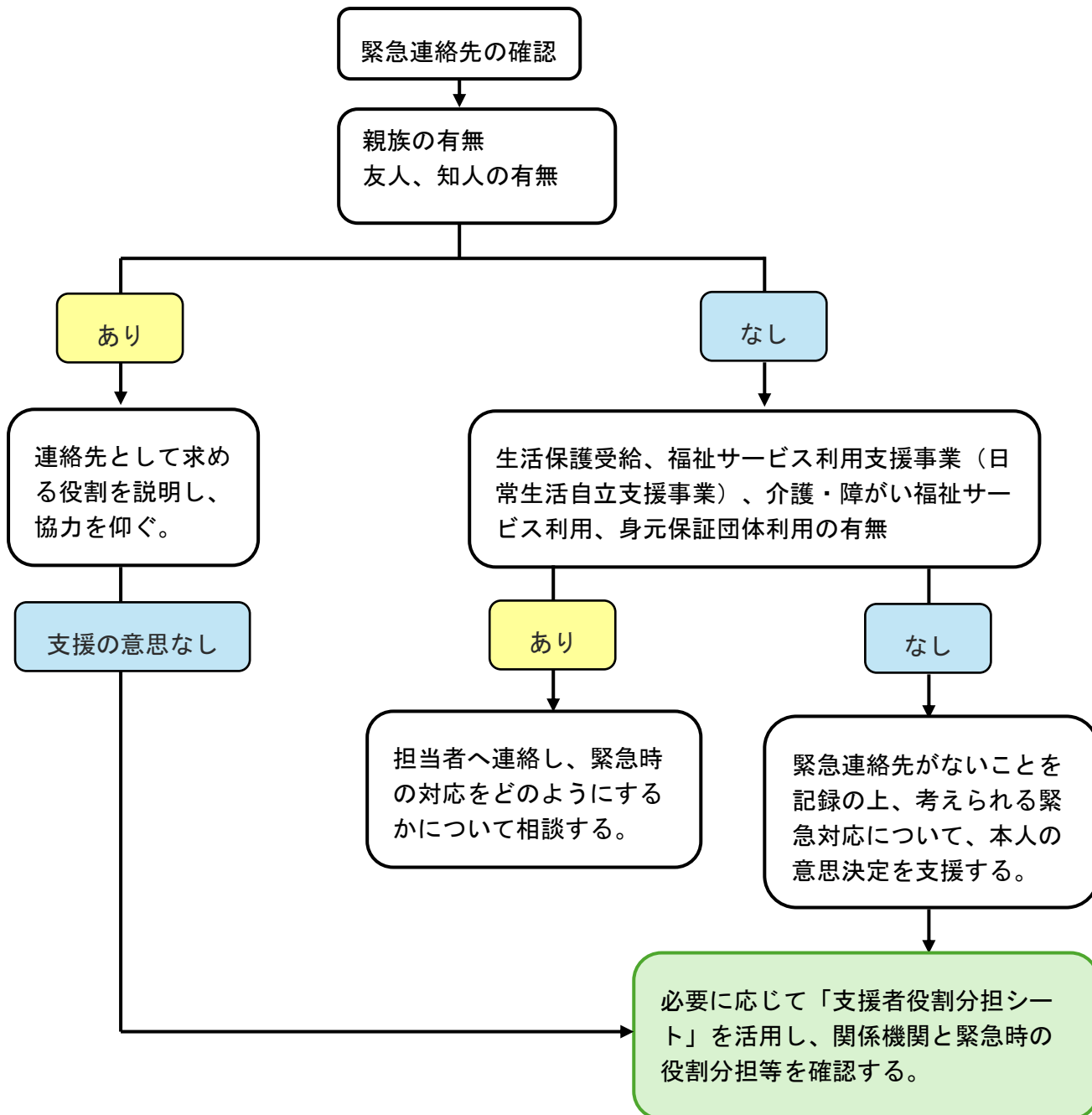
相続財産管理人の報酬は、相続財産から支払われます。ただし、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬相当額を家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。



① 緊急連絡先

i) 本人の判断能力が十分な場合

次のフローチャートを参考に、親族及び友人知人の有無を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるのかを確認します。

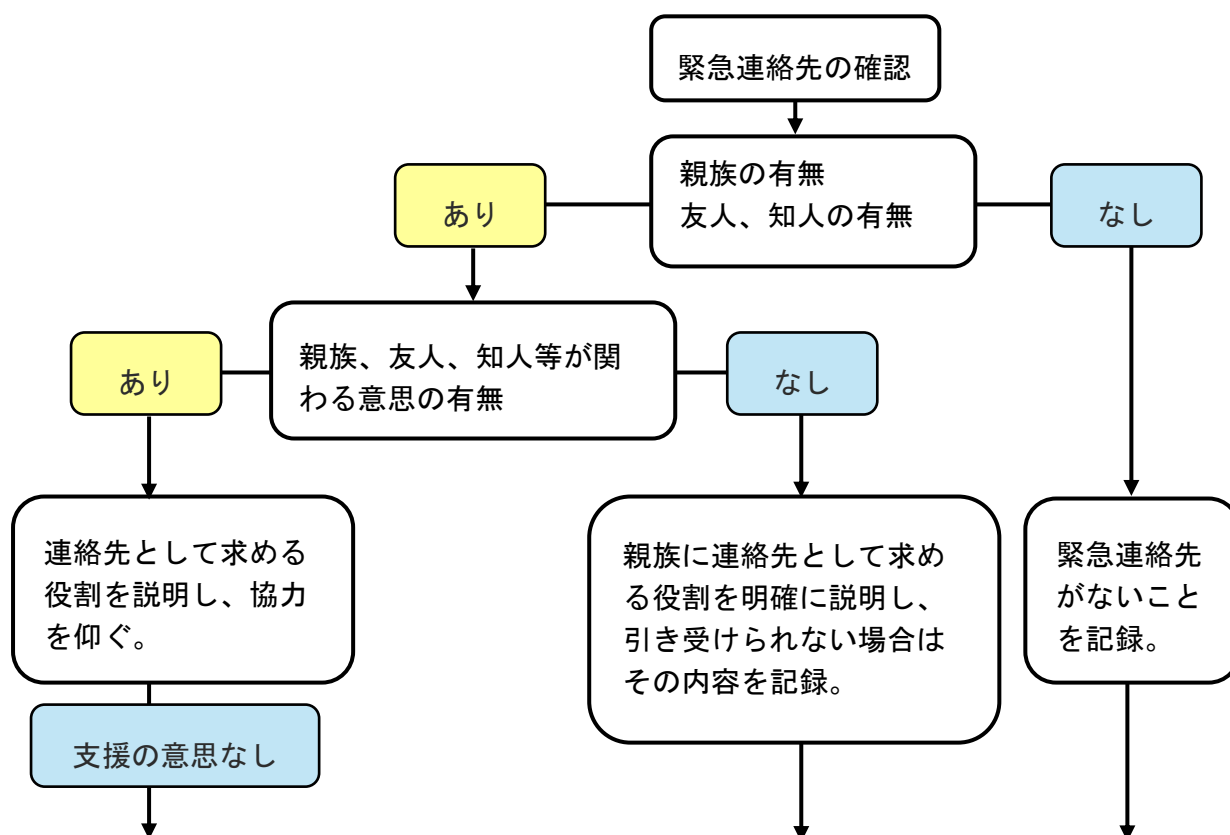


ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に緊急連絡先になるか確認をします。成年後見人等が選任されていても、緊急連絡先となりうる親族等がいる場合があります。成年後見人等が把握している場合があります。誰が緊急連絡先となるか、親族や成年後見人等の中で確認が必要です。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割を説明してください。なお、成年後見人等が緊急連絡先とならない場合でも、状況が変化した場合はその後の支払いや見守り体制に関わるため、ご本人の状況等について成年後見人等に伝えます。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

次のフローチャートを参考に親族及び友人知人の有無を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人があるのかを確認します。



下記のような関係機関と相談。「支援者役割分担シート」を活用し、役割分担等を確認する。

高齢者：曾於市地域包括支援センター

電話 0986-76-8824

障がい者：そお地区障がい者等基幹相談支援センター

電話 099-401-0028

生活保護受給者：曾於市福祉事務所

(市役所福祉介護課生活福祉係)

電話 0986-76-8875

経済的に困窮する恐れのある方：曾於市生活相談支援センター

電話 0986-57-1750

(生活困窮者自立支援事業窓口)

② 入院費及び施設利用料の支払い

i) 本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。

本人が保険証を持っていない場合及び生活費等に困窮していると考えられる場合は、生活困窮者自立支援窓口（生活相談支援センター）又は生活保護の担当窓口（福祉事務所）への相談が可能です。

生活保護の開始は、急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日に遡って適用されるため、入院時の初期対応が重要になります。

生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則（申請主義）としていますが、重篤な状態で生命の危機にあるなど、本人からの申請が難しい場合には、申請がなくとも福祉事務所の職権で保護を決定します。これを急迫保護といいます。

なお、保険税を滞納すると、一部の特別な事情がある場合を除き医療費の負担割合が10割となりますので、滞納しないように期限内に納めることが重要です。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。ただし、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはありません。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障がい者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて成年後見制度または、福祉サービス利用支援事業の利用を検討します。

③ 日用品等の準備・購入

i) 本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な物品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。

緊急連絡先がない場合は、有償ボランティア及び民間事業者のサービス利用（21ページ）を検討します。なお、病院によってはCSセット（入院中に必要な日常生活用品をレンタルできるサービスです。利用料は別途業者より請求されます。）を利用できます。病院スタッフに確認してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

物品の購入や本人を直接介護することなどは、事実行為といい成年後見人等に行う義務はありません。しかし、後見業務を行う一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面は多々あります。依頼したい具体的な内容を成年後見人等に伝え相談してください。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、上記の“i) 本人の判断能力が十分な場合”と同じように本人がサービスを契約できるよう援助します。

それでも本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は、成年後見制度の利用を検討します。

④ 入院計画書やケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人が理解できるように分かりやすく説明してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が、本人の同意を得て説明の場に同席し説明を受けます。その上で、成年後見人等が本人の意思を確認し、入院計画書やケアプラン等に署名します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるように分かりやすく説明してください。説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテ等に記載し、成年後見制度の利用を検討します。

⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し同意します。

ii) 本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいう）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また、そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。（参考:「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（令和元年5月医療現場における成年後見制度へ理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究班）」）

◇医療同意に対する法的な考え方◇

成年後見制度の利用の有無にかかわらず、医療を受けることに関する決定権は医療を受ける本人にしかありません。多くの場合、親族等に同意を求めますが、親族等の同意ですら、法令上明確な根拠があるわけではありません。

本人から同意が得られない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを判断することになります。その場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成 30 年 3 月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームで慎重な判断を行う必要があります。

本人がどのような医療及びケアを希望しているかなどについて、関係者が普段の関わりの中で聞き取り記録しておき、万が一のとき本人の意思を推定できるそれらの情報を医療機関に提供することができると理想的です。そうした情報に基づいて本人の意思を推定し、また、その医療行為が本人の最善の利益に適合すると関係者が合理的に信じて行った決定の一連の判断過程が明らかである場合、その決定に違法性を認めることは一般的には難しいと考えられます。ただし予防接種については、予防接種法に特別の定めがあります。

【予防接種法】

第 2 条 7 項 「この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。」

【予防接種実施規則】

第 5 条の 2 「予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。」

この規定により、後見人には予防接種に関する同意権があることになるため、本人に代わって予防接種に同意することができます。ただし、国は、「成年後見人による署名をする場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくよう」要請しています。これは厚労省が 2018 年に発表した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」にも沿うものそこで後見人としては、施設などからワクチン接種への同意を求められた場合、上記の点に留意しながらも、同意することはできるということになります。

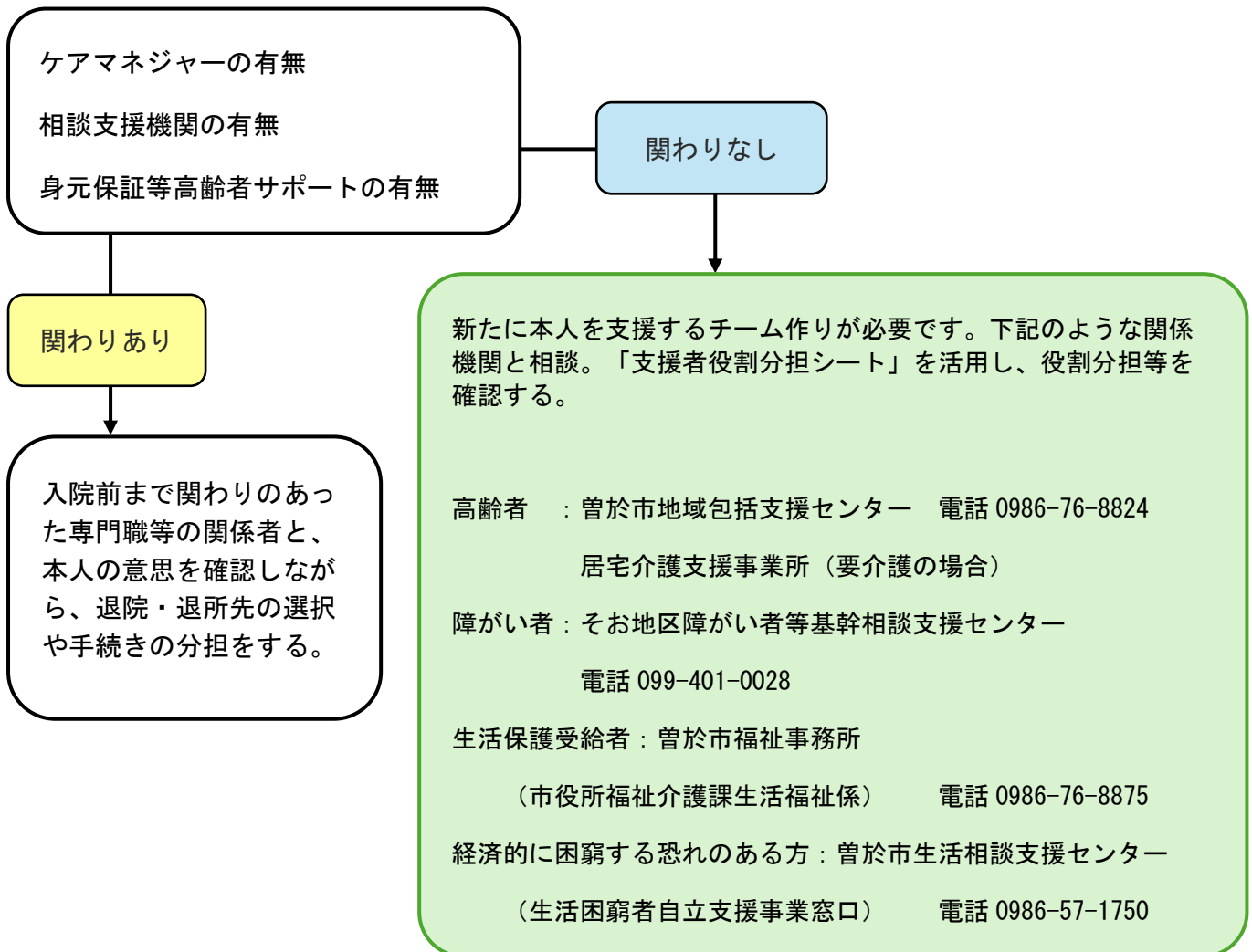
また、市町村によっては後見人のところにワクチン接種券を送ってもらうこともできますので、ご本人の住所地の市町村にお問い合わせください。

保佐人・補助人・任意後見人はここでいう「保護者」にはあたらないので、同意権はありません。

⑥ 退院・退所先の確保

i) 本人の判断能力が十分な場合

退院支援が必要な場合は、次の図を参考に退院先や退院後の生活等について本人と相談します。



ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記“i) 本人の判断能力が十分な場合”の対応に成年後見人等を交え、相談します。転院・退院する場合の医療・福祉サービスの契約は、成年後見人等の業務です。退院後、本人にどのようなサービスが必要と考えられるのか、どのような選択肢があるのかについて、成年後見人等に説明をします。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチーム作りが必要です。必要に応じて「支援者役割シート」を活用し、関係機関との役割分担等を確認しておきます。成年後見制度の利用準備を含めた退院支援によってスムーズに進むケースもありますので、成年後見制度の利用が必要になる可能性がある場合は、相談窓口（19ページ）に相談してください。

◇大隅地域入退院支援ルール◇

退院後に介護が必要な入院患者さんについては、退院にあたり、入院中の医療機関から退院後に担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に、必要な介護情報等を着実に引き継ぐことが必要です。

「大隅地域入退院支援ルール」は、患者さんや御家族が退院後の生活に困ることのないよう、大隅地域の医療や介護の関係者が幅広く検討に参加し、引き継ぐべき情報の種類や伝える時期、伝え方を具体的に定めたものであり、平成30年1月末から運用されています。

地域の患者さんの退院後のより充実した支援のためには、医療・介護の関係者が連携してルールを実践することが重要です。

問合せ先

大隅地域の病院・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等

⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

「04 身寄りがいない人への具体的な対応」の「1 在宅時に起こる問題、⑧ 葬儀や遺品の処分などの死後事務（23 ページ）」を参照ください。

05 おわりに

身寄りのないことで起こる問題は多岐にわたり、それぞれの背景や事情などによっても対応は異なります。残念ながら、本ガイドラインでそれらすべてが解決できるわけではありません。最終的には、その人に関わる関係機関の皆様方が、チームで力を合わせ、知恵を出し合いながら支援することが重要です。本ガイドラインは、本人を支えるチーム作りのツールとしてもご利用いただけるものと思っております。

また、チームによる支援を進める上では、本人の意思決定を支援するという視点を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思（希望）に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的に適うためには、常に本人を中心に置き、本人の自己決定を尊重する姿勢が極めて重要です。

今後は、本ガイドラインを活用した支援の事例を検証し、より現場に即したものになるよう見直していきたいと考えております。ぜひ、多くの関係機関の皆様方に本ガイドラインをご活用いただき、身寄りがなくても安心して暮らせる地域づくりの推進にご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、本ガイドラインは市内の医療・福祉専門機関の代表者8名の方々に作業部会の委員としてご協力をいただき、協議と検討を重ね作成いたしました。

また、身寄り問題に精通されているNPO法人やどかりプラス芝田様、ガイドライン作成について先進的な取組みをされている新潟県魚沼市社会福祉協議会様には様々なご助言やご指導をいただきました。

ご協力をいただきました皆様へ深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

身元保証の無い方への対応フロー（入院・入所編）

※身元保証の無い入院・入所希望者の対応※		
流れ	判断能力が十分にある	判断能力が不十分である
① 手続き	<u>本人と契約</u>	<u>周囲の意思決定支援を通じて本人と契約</u> ・行政、専門職、近隣住民等による意思の確認 ・成年後見人等の申立て ・日常生活自立支援事業の説明と契約
② 治療・ケアの説明	<u>本人および周囲の支援者への説明</u>	<u>本人および周囲の支援者への説明</u> ・説明相手もない場合は本人に説明を試み、その旨を記録
③ 支払い	<u>本人による支払</u> <u>病院・施設による金銭管理サポート</u> ・被保険者証の確認（滞納整理⇒再発行） ・生活保護の可能性確認 ・預り金、金銭管理代行、クレジット登録、口座振替など	<u>病院・施設による金銭管理サポート</u> <u>成年後見人等による支払い</u> <u>日常生活自立支援事業による支払い支援</u>
④ 退院・退所	<u>在宅（転院・転出先）の支援者への連絡・調整</u> ・入退院時情報連携シートによる情報提供（ケアマネ、包括支援センター、転院・転出先のケースワーカー等）	<u>在宅（転院・転出先）の支援者・成年後見人等への連絡</u>
死後事務	<u>市役所へ埋葬・火葬の連絡</u>	<u>市役所への埋葬・火葬の連絡</u> <u>成年後見人等への連絡</u>
その他	※医療行為に関する同意は、上記の分類にも関わらず、プロセスガイドラインを参考に対応（本人の意思確認ができない場合は、推定意思の尊重、最善と思われる方針での対応）	

曾於市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン

令和8年7月策定

曾 於 市 福 祉 介 護 課

電話 0986-76-8807

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

電話 0986-72-0460

曾於市における身寄りのない人への支援に関する相談窓口

曾於市社会福祉協議会権利擁護センター

〒 899-4101

住 所 曾於市財部町南俣 504 番地 1

電 話 0986-72-0460 FAX 0986-72-3455